

然るに労働者に至つては、都合よく行く場合に於てすら唯纔かに一家の口を糊するに足るや足らずの勞賃を得るに過ぎず、都合が悪ければ全く生活の資を得る道を失ふものたるを見遁してはならぬ。

此の不安なる状態の下に於て労働者は安んずる住居を得る能はず、愉快なる家庭生活を樂む能はず、疾病老朽に對する何等の備を爲す能はず、況んや子孫の計をや。彼等の境遇も亦憐むに堪へたるものではないか。

併し乍ら生活の問題を離れて經濟活動の上から云へば、此の不安と云ふ事實は右にも一言せしが如く、獨り労働者の階級に特有のものでなく、現時の自由競争制の下に於ては各方面に共通の事相たること、今少しく詳かに致へて見なくてはならぬ所である。資本主や企業家と雖ども、其の事業の上に於ては境遇の支配を免れず、自ら其の環境を支配することが出来ぬ。市場と云ふ不可思議なるものゝ動くが儘に引摺られ行くの外はないのである。此の不定なる状態は

一般的に
不安なる
現時の經
濟

即ち之れ現時の世相であつて、經濟方面に於ては亦之が爲めに色々の現象を見るに至るを常とする。惟ふに現時の經濟、特に其の生産並びに交易方面に於ける、一般的なる投機的傾向の如きも、此の不安の状態と相伴ふ關係に立つものと謂ふ可きであらう。不定なるが爲めに其の不定より來る禍を免れんとして、事業は自ら投機的となると同時に、又其の不定と云ふことを利用し、甘く其の波瀾に乗つて餘分の利得を占めんが爲めに投機を行ふ。而して投機の盛に行はるゝが爲めに、經濟界は益々不安定の度を加ふる。要するに不安と投機とは相携へて走るものと謂ふことが出来る。

經濟界に於ける不安の増加と、投機の盛行とは、應て又一般の社會生活に其の影響を及ぼす。今や世を擧げて、又人生々活の各方面に涉つて、不安の相と投機的心理とは、暗雲の如くに棚引き、電氣の如くに瀰漫するに至つた。之は洵に憂ふ可き世相と謂はねばならぬ。

翻て考ふるに、現時の資本主義的經濟組織の下に在つては、生産上に於ける機械の使用と云ふ事實は、實に現時の經濟をして現時の狀況あらしめたる所以である。即ち之れ資本主義經濟の特色を爲すものと謂はなければならぬ。否寧ろ其の本質を爲すものと謂はなければならぬ。此の機械使用の事實は、之に依る生産の増加と、富の増殖と、從て生ずる産業の隆盛との爲めに、間接には労働に對する需要を増さしめたけれども、直接には生産技術上に於ける労働の必要を減じ、労働驅逐の働を爲すものであつて、労働に對する一の大いなる脅威たるを失はぬ。之が爲めに労働者の感ずる不安は益々大とならざるを得ない。而して又事實に於ても機械の發達の爲めに、労働者が其職を失ふ事例は多々之を見る事が出来る。

近世産業の大變革を促し、現時に於ける經濟大發展の主因を爲せる機械の使用と云ふ事實の爲めに、労働者が生存上の不安を感せざるを得ないと云ふは、

考へて見れば大いなる矛盾である。經濟の發展と云ふ事實よりしては、何人も齊しく恩惠を受く可きであるのに、其の發展の主動力たる機械の使用に對して、獨り労働者の階級は之を呪はなければならぬ事情の多少ともに存するあらば、其所に何等かの非理の存するを思はしめる。

誰しも現時に於ける經濟と技術の大發展を慶賀せざる者は無い。之より來る福利の増進は寔に是れ人類一般の大いなる幸である。從て誰しも生産上に益々多く機械が用ひられて生産の益々容易に且多量に行はれんことを希望せざる者はない。之が爲めに労働不安を増さしむる事實ありとも誰か其の理由よりして機械使用の制限されんことを希望する者があらうぞ。されば此より來る労働者の被る不利益を救ふの道は、機械使用の制限と云ふことに存せずして、何れか他の方面に之を求めなくてはならぬ。惟ふに此の關係より來る労働者の不利益は、實は生産上に於ける機械使用の範圍の擴大と云ふ事實に存するのではなく

して、私的企業が行はれ、労働者が其の労働を賣る爲めに企業家に雇はれ、機械其他の資本が資本主の私有に属するの事實に存せざるを得ない。若し此の制度にして行はるゝことなくば、生産上に機械が廣く使用せらるゝも、それは唯だ技術上の問題である。従て天下萬人等しく之が恩恵に浴するを得る次第で、労働者と雖ども決して之が爲めに不利益を被る筈はない。即ち其の場合には現今の意味に於ける企業家なるものもなく、又労働者は其労働を賣つて得たる代價たる勞賃に依つて其の生活を營むの必要もなくなるからである。否さうなつて來れば、今の意味に於ける労働者階級なるものも最早存在しなくなるからである。

矛盾に充て
る現制

然し現制度の下に於ける事實として機械使用に依る生産増加の爲めに却て労働者が不利益を被ることあると云ふは、現制度が有する大いなる矛盾と謂はなければならぬ。けれども矛盾は之れのみには止らぬ。更に不可解なる矛盾が存在して居る。それは現今經濟隆昌を極め生活上の必要物資は天下に充滿し、之を衣食住に就いて見るも、美衣は呉服屋及び仕立屋の店頭や倉庫に幾らでも飾られてあり、貯へられてあり、美食は肉でも魚でも果實でも野菜でも到る所の店に捨てる程あり、美酒は又葡萄酒でも麥酒でもお好み次第幾らでも用意せられてあり、市場は實に此等の物を以て充滿されたる中に在つて、或人々は衣服なくして寒暑に苦み、食なくして饑餓に迫り見るも無慘なる生活を營みつゝあると云ふことである。是は實に絶大なる矛盾と謂はなければならぬ。恰も難破せる船乗が一葉の孤舟に命を託し、清水用ひ盡して渴に迫られ、顧みて四邊を見れば見渡す限り目の届く限り凡て之れ洋々たる大海、水は實に天地の總てであるかの如く潤澤なるに、飲む可き水なきが爲めに渴死せんとするにも似たる状態である。

食す可き物は山野に満ち倉庫に充ちて居るに拘らず、或人々は餓死せんとし

て居る。着る可き物は店頭倉庫に充滿して居るのに、或人々は寒さに泣いて居る。最も熱心に働くことを希望する労働者迄が之を得ることの出来ぬのみならず、自ら之が生産の任に當り、其の労働に依つて此等多量の衣食の財を造り出したる労働者すらも、自ら其の生産者であり乍ら之を得る能はざるが、現今の實狀である。之が矛盾でなくて何であらうぞ。

此の大矛盾の由て生ずる所以は一方に私有財産制の存すると、他方に私的企業と私的分配との行はれること之である。私有財産制の嚴として存立するが爲めに、衣食其他生活の資料は幾ら山の如くに目の前に積まれてあつても、之を買ふ可き手段換言すれば之れと交換する代償として提供すべき物を持たざる者は、唯だ指を銜へて見て居る外はない。縦令餓死するとも之を取る可き権利を持たぬ。其の権利なくして之に指でも觸れやうものなら、忽ち盜賊として刑罰を課せられるのが現状である。而して何が故に労働者は之を買取り得可き交換

矛盾の因
て生ずる
所以

手段を持たぬか。換言すれば之を買取る可き貨幣を持たぬかと云へば、それは即ち私的分配の行はれる結果である。労働者と雖ども之を買ふ可き手段を絶對的に持たぬのではないが、現時私的企業が行はれ私的分配の行はるゝが爲めに、企業より出する生産利益の大部分は之が分配の任に當る企業家の爲めに占取せられ、労働者は唯僅かに以て生命を維持し、一家の生活を支ふるに足るだけのものしか、勞賃として與へられざるが爲めに、而して又或者に至つては全く働き口を得る能はず、従て一文の勞賃をも得る能はざるが爲めに、悲哉、美食美衣は眼前に堆積されたるを見乍ら、之を買ふことが出来ぬのである。されば即ち私有財産制の存在し、私的企業と私的分配との行はるゝと云ふことが、即ち現今社會の大多數者たる労働者の境遇をして、斯の如き矛盾せる状態に陥らしめたるものと見て何等の差支がない。

斯の如くにして労働者階級は、今や社會に過剰なる者所謂餘り者として取扱

過剰人口
として
の
労働者階
級

はれつゝある。近者人口の驚くべき増殖に因り人口過剰の問題が隨所に起りつゝあるが、此の過剰人口と云ふ意味は決して社會に在る總ての人が皆同様なる過剰性を有すると云ふのではない。社會の或部類の者が過剰人口として特定されて居り、労働者の階級が其の特定されたる過剰者である。解り易く例を以て示せば、此所に七人乗の短艇がある。之に對して八人の塔乗希望者があつて一人だけ過剰者を生ずる場合に、其の八人が皆同様に之を漕ぐ能力を備へて居るならば、八人は皆同様なる過剰性を以て一人だけ過剰を生ずる譯であるが、其の場合に若し八人中の誰か甲なら甲と云ふ特定の人が一人だけ、漕艇の術を解せず、他の七人は皆之を解するのであるならば、過剰となる一人は此の甲なる特定人に限定せられる次第である。然るに今翻て經濟社會を見れば、労働者階級は其の經濟能力に於て他の者よりも劣つて居るから、過剰人口の問題の生ずる場合には、直ちに労働者の階級が其の過剰人口たる可き性質を備へて居る。

人として
の存在

右に例示せる八人中の漕艇能力なき特定の一人と同様に、労働者階級が決定的に過剰となるべき運命を荷ふ次第である。

此の意味に於いて、労働者は常に經濟上の低能者として、劣等者として、餘り者扱されるのである。此事の爲めに彼等が人として感ずる精神的屈辱と生活困難に伴ふ肉體上の苦痛とは、實に甚しきものたらざるを得ない。然るに彼等も人である。人としては他の資本主や企業家の階級に屬する人達と何の異なる所もない。人としての正身に於ては何れも皆一人前の人間であつて、異なる所は唯だ風袋のみのことである。茲に於てか彼等労働者は、此の人としての意義に於ては對等なる人格上の取扱を要求し、又人としての生存に對しては生存の權利あるを主張せんとする。洵に現時の經濟と社會との實狀は、彼等をして終に此の主張を爲さざるを得ざるに至らしめた。彼等が終に此の根本的主張を敢てせざるを得ざるに至りたる所以のものは、現時の社會と經濟との下に於ては動も

すれば此の人としての意義が没却せられんとし、又動もすれば人としての存在が脅かされんとするからである。

元來人の此世に在つて經濟的活動を爲すは、諸種の欲望の満足を得んが爲である。然るに私有財産制を中心とする現時の法制の下に在つては、分配は一種の權力關係に依つて行はれる。従つて現に世に存在する豊富なる生活の資料を以てして尙ほ各人は十分なる欲望満足を得ることが出来ぬ。權力者たる地位に在る者は生活に必要な欲望の満足は言ふ迄もなく、あらゆる種類の欲望満足を得て、奢侈と贅澤とに財の濫費を爲しつゝあるに、非權力者たる地位に在る者は、其日其日の生活の必要をすら満すことが出来ぬ。而して此の分配の差等の由て岐るゝ權力關係の原因を爲すものは、資本の所有、其他一般的に財産の所有と云ふことである。

洵に現時の私有財産制を中心とする法制の下に在つては、人は其の生れたる一家が所有する財産に依つて養はれるか、然らざれば自ら働きて生活の資を得なければならぬ。若し此の兩者に依る生計の道を失ふに於ては、彼は全く自ら生活するの所縁を持たぬことになる。彼は國家や公共團體の救助に依つて僅かに其生を保つか、然らざれば餓死するの外はない。自然が與ふる大饗宴に於て、彼の占む可き座席は之れ無しと云ふマルサスの有名なる文句が喝破せし所の如くならざるを得ない。

A man who is born into a world already possessed, if he can not get subsistence from his parents on whom he has a just demand, and if the society do not want his labour, has no claim of right to the smallest portion of food, and, in fact, has no business to be where he is. At nature's mighty fist there is no vacant cover for him. She tells him to be gone, and will quickly execute her own orders. (Malthus, An Essay on the Principle of Population, 2nd. edition, 1803, P. 531 = 3rd. ed. 1806. vol. 2. P. 283 = 第四版以下に於ては此有名なる句は削除せられた。)

然し乍ら前に一言せしが如く、人は人として生れたるからには人として生存

することが出来ねばならぬ筈である。所謂「自然の大饗宴」に於ては、各人の爲めに一人残らず食卓が用意されてなければならぬ筈である。之は實に人間たる以上は必ずや之を有する根本の権利たりと云ふ所からして、茲に彼の生存の権利 the right for existence なるもの、主張を見るに至つた。

生存権の觀念の基礎を爲すものは、生存に必要なだけの欲望の満足といふことである。元來人の欲望と其の満足とは主觀的のものであるから、百人百色、萬人萬様、つまり人を異にする毎に多少づゝ相異なるものである。各人の抱懷する所は欲望の種類に於て異なるが如く、又其の分量に於ても相異つて居る。従て各人に共通なる一定の標準を定めて、之を以て律することは出来兼ねるのであるが、唯だ人が人として生存するに必要なる欲望の満足と云ふことになつて來れば、甫めて之に客觀的標準を與ふことが出来る。故に財の分配—或は一般に價値の分配—は、此の客觀的標準に従ひ、欲望と其の充足とを目安

として行はる可きものである。決して彼の因襲的なる私有財産制より來る一種の權力關係に依り財産所有者と云ふ一階級の利益をのみ標準として、之を行ふべきものでない。宜しく分配の方法を革めて、欲望本位、欲望標準の分配法を立つべきである。之れが人間本來の生存権の當然の要求である。言葉を換へて云へば、此の主張は、各人は人として生存せんが爲めには、其の生存を維持するに必要なだけのものに對しては、社會に生産せられる生活資料の種類分量に従て、之が分配に預る可き自然の権利を有して居る。此の生存の爲めに必要な欲望の満足は、他のそれほど切要ならざる欲望の満さるゝ前に、萬人等しく先づ以て之を満さる可らずと云ふに存する。

併し乍ら分配せられ消費せられ以て能く生存欲の満足さるゝを得んが爲めには、財は先づ以て十分に生産せられなくてはならぬ。茲に於てか此の主張は理論の當然として、社會の各人は皆此の必要なる生産の爲めに労働す可き義務を

負ふと云ふことになる。各人は一方に於ては生くる権利を有し、生きんが爲めには之に必要な欲望満足の資に供す可き財の分配に與かるを要するけれども、他方それと同時に、其の財を生産するに必要な労働は、各人之を爲すの義務を負ふものなりとせられる。

唯だ忘る可らざることは、各人が生存に必要な分配に預るを得るの権利は根本的のものであるから、それは決して、財の生産に必要な労働を爲したから其の報酬として分配に預るを得るのではないと云ふこと之である。分配を受けるのと労働を爲すのとは別々の事である。一方が他方の條件を爲すものではない。従て労働を爲すの義務も、分配に與かるから其の御禮に労働をしなければならぬと云ふのではない。財は是非とも生産せられざる可らず、生産せられなければ分配は行はる能はず、然も財の生産は自然的には行はれず必ずや人の労働に待つものたるが故に、そこで人々は之を生産する労働に任せざる可らずと

云ふ迄のことである。されば財の分配は決して労働を標準とし、其の多寡に従て行はる可きものでない。此點は此の主張を了解するに就いて、最も重要な點である。生存權の主張の本旨は分配が唯だ人の生存に必要な欲望満足と云ふことを目安とし、必要と云ふ程度に應じて行はる可しと爲す所に存するのである。労働に應じ其の多寡に準じて行はる可しと爲すは、又別の主張となるのである。此點は好く之を明かにして置かなくてはならぬ。

兎も角生存權の主張は生存の必要に應じて分配の行はれる制度を立つ可しと云ふに在るから、其の實行は共產主義的とならざるを得ざる次第であるが、今吾等は主張を主張として其の解決を試んとするのではないから、此等の立入りたる問題は暫く之を措く。茲には唯だ現今經濟一般の組織と分配制度の不安と不公平の爲めに、労働者の生活が頗る危殆に陥りつゝあるに對して、其の根本の矛盾を救ひ、労働者を人として救濟せんが爲めに、終に其の根本に遡つて、

生存權主張の聲の擧げらるゝに至つた事實を述べ、更には又之と相竝むで同様な目的の爲めにせらるゝ他の主張を見、以て現時の經濟に對する大なる疑問が世に存することを事實として指摘せんとするに過ぎぬ。

仍て更に進んで之を攷ふるに、人が生産の爲めに勞働を爲すは權利たるか義務たるかは暫く之を問はず、苟も事實として之を爲すからには、其の勞働の生み出す所のものに對しては、勞働者は其の全部を要求するの權利があると云ふ他の主張を聞くに至るは、之れ亦現時の經濟に於ては謂はゞ當然の事である。現制に於ては分配は既に屢々之を述べしが如く、資本の私有制より來る一種の權力關係に依つて行はれ、決して生産の要素が生産に貢獻したる所に從て、其の功勞に應じて行はれるものではない。而して此れが爲めに、勞働者は孜々として働いても僅かに一家の口を糊するに足るや足らずのものを得るに過ぎざるに、他方資本主は一事の爲すなく手を懷にして遊惰に日を過ごすとも、唯だ資

本を所有すると云ふだけの事實の爲めに過分の分配に預り、益々其の遊惰を逞うするを得ると云ふ、不合理なる且つ不公平なる状態を呈する。茲に於てか、分配は生産に與はれる者の功勞に從て公平に之を行ふ可し、勞働者は多くも少くも兎も角勞働が生み出せるだけのものを全部分配に與かるが正當である、勞働者は此の分配を要求する權利があると云ふ主張の起り來るに至つたのである。是亦生存權の主張の如く、現制度の甚しき不公平に對する疑問より出で、終に此の積極的見解に到達したものである。

此の勞働の全結果に對する權利の主張(das Recht auf den vollen Arbeitsertrag)は、生存權の主張がゴドウィン Godwin 其他によつて擧げられたると異り、主としてロードベルツス等に依つて唱へらるゝに至つた。此の主張に於ける困難なる問題は、各生産要素の結合の働に依つて生ずる渾一なる生産結果中よりして、如何にして能く勞働の貢獻に依つて成れる所のものを識別して、之を勞働

者の所得に歸せしむるを得るかと云ふ事に存する。ロードベルツスは此の問題解決の道としては、現今吾々の有する金屬貨幣を廢して其の代りに労働時間を交易の標準として用ひ、從て之を以て價值表示の具と爲し、財の價值は現今の如く之を貨幣數量（價格）に依つて云表はすことなく、之を其の生産に要したる労働時間に依つて云表はすこと、爲し、而して一方労働者が生産に携はるに際しては、其の就業の時間即ち各自の携はる労働時間を知るは容易のことなれば、此の就業労働時間の數に應じて、同じく労働時間數によりて其の價を示される財の分配を行へば可なりと提議した。

此の労働時間に依る價值表示法は、其後多くの社會主義者の好むで主張する所である。其考が學理的に正當なるか又其の方法の實行可能なりや否やは別問題として、彼の生存權の主張と共に又此の労働收益に對する權利主張が、労働救濟の必要より遡つて終に其の根本を衝かんとする努力より起り來れることを、

事實として指摘しなければならぬ。而して此の主張が生存權主張の場合に於けると異り、分配の基礎を労働に置き労働の分量に應じて分配を行ふの法を立つるを以て公平に叶ふ所以と爲す點は、忘れてならぬ所である。前者が欲望本位なるに對して、之は労働本位である。然も兩者共に問題は根本に遡らんとするものなるを認めなくてはならぬ。

凡て右等の主張と、現制度との間には、大分大いなる隔りがある。現制度を此儘にして置いて唯其の改善に依つてのみ、右等の主張の實現を見んとするも不可能のことである。茲に於てか更に第三の主張が行はれるに至つた。此の主張は彼の労働權 *Le droit au travail* の主張である。此の主張は右等の主張特に生存權の主張と現制度との中間に立つもので、現制度を基礎とし其の基礎の上に於て労働者の經濟的地歩を確實にせんとするものである。

現制度の下に於ては前にも一言之を述べしが如く、人々は其の生れたる一家

が所有する、若くは其の父母が所有する財産に依つて養はれるか、然らざれば自ら労働し額に汗して生活の資料を得なければならぬ。然るに元來財産なるものを所有せざる無産者階級に對しては、其の生活を立つるに就いての右兩様の道筋の内、前者は全く絶斷されたるものなれば、残る道筋はたゞ後者あるのみ。活きんが爲めには働くの外なく、働くを得ざれば即ち餓死するの外はない。然るに人と生れたる以上は生きざる可らざるが故に、必ずや働かざる可らず。されば人と生れて財産なき者は生くるの必要上働くの必要を有し、従て働くの權利を有する。働くの權利を否認する者は生くるの權利を否認する者で、之は誰しも敢てするを得ざる所である。然らば即ち財産なき者が働くの權利を有するは當然至極のことで、何人も之を否認し得可き理由がない。

斯くの如きは即ち之れ労働權主張の根柢を爲す所のものである。されば此の労働權なるものは自由に労働を求むるを得るの權利を意味するのではなくして、

現實に労働を得て働くの權利を意味するのである。昔の奴隸や農奴は與へられる労働以外に自由に之を選択するの權利を有たなかつた。又中世の農業労働者も自由轉職を禁せられ、手工業組合制度の如きも其の助手徒弟輩に對して頗る之を制限した。然るに現制度の下に在つては此等の束縛は解除せられ、何人も自由に自己の欲する働き口を求めることが出来る。さり乍ら之れは唯だ選擇の自由を有するだけのことで、之を選び之を求めて果して自己の希望する職業を得られるかと云へば、必ずしも常にさうは行かぬ。大多數の場合に於ては求めて求むるものを得ず、已むを得ずして好まざる他の職に就くか、然らざれば全く之を得ざるに終る。労働權の主張する所は決して此の自由に労働を求むるの權利ではなく、求めて之を得るの權利である。労働を求めて之を得ざるは、此の主張の本旨に戻るものであつて、人は必ずや働き場所を得なければならぬ。必ずや之を得るの權利を有するものなりとせられる。従て此の主張の下に於て

は、何人も職を得ざる者なく、自由に之を求むること、確實に之を得ることが、何人にも権利として認めらる可しとせられるのである。但し之は労働能力ある者に就てのみの話であつて、労働能力なき病弱者や、年少者や、老衰者や、は、此の権利を有し得ない。此等の者は労働能力ある者よりして養はれるか、然らざれば公共の扶助に依つて生きて行くの外はない。

茲に於てか之を國家其他の公共團體の方面より見れば、労働能力あり従て労働権を有する者に對しては、必ずや之に職を與へざる可らざると同時に、労働能力なき者にして労働能力ある者より養はるゝを得ざる者は、之を扶助して其の生存を爲さしむの必要を見ることとなる。此の後半に關しては此の主張は元來生存権の主張でないのだから、労働能力なき者も公共團體に對して生存の權利を主張し得るものではない。公共團體は之を生存せしむるの義務を負ふものではない。公共團體は唯だ労働権の主張に對して、之を認め之に労働を保證す

労働権と
生存権

生存権

るの義務を負ふものである。之は國家其他の公共團體が義務とする所であるけれども、労働能力なき者を扶助するは唯だ好意によるに過ぎぬ。義務としては是非之を行はざる可らざるものではない。此點は労働権の主張と、生存権の主張との相違せる重要な點である。

且又労働権の主張に於ては現制度が是認せられ、私有産制度と私人による企業と、私人間の雇傭契約と、私人的の分配とは皆其の正當なるを認められるのであるから、謂はば此の労働権の主張は現制度の缺點を補ふ補充的の性質を帯ぶるものたるに過ぎぬ。従て労働者たる者は先づ以て私人企業家に雇はれ、之に就いて職を求む可きである。企業家に依つて終に職の與へられざる場合に於て甫めて國家及び公共團體は之に職を與ふるの必要を見、其の義務を負ふに至る次第である。従て又其の支拂ふ可き勞賃の如きも、私人企業家の支拂ふ所に準ず可く、つまり労働市場に於ける勞賃相場に依つて其の支拂を爲せば好いこ

労働権と
現制度

とらざるを得ない。這間の關係は又此の労働権が彼の生存權と大に異なる所で、彼れが頗る根本的にして徹底的なるに反して、此は妥協的である、補充的である、微温的である。

然しその妥協的なるだけ、此の主張は實行し易きものたるを否み難い。現に又事實に於て其の實行的意義を贏ち得た。即ち佛蘭西二月革命の後に行はれたるは此の主張の實現であつて、ルイ、ブラン Louis Blanc の政策は此の主張の實行に在つた。即ち二月革命に於て假政府は其の宣言に依つて市民に對して各人皆労働に携はるを得べきを保證し、又労働によつて労働者の生存を保證した。(Le Gouvernement provisoire de la République française s'engage à garantir l'existence de l'ouvrier par la travail; il s'engage à garantir du travail a tous les citoyens; Proclamation, Paris, 25, février 1848)。此の保證の實行方法として有名なる國民労働場を設け、先づ巴里市に於て之を試みたのである。

此の革命は失敗に終り、國民労働場の如きも一時八萬八千人近くの労働者を收容するに至つたが、廳がて又閉鎖されてしまつた。此の國民労働場の設置がどれほど迄眞面目であつたかは疑問であるが、兎も角、労働権の主張が斯かる實行を見るに至り、其の氣運は又終に獨逸に迄も及んだと云ふ一事に至つては、好く之を記憶しなければならぬ。

元來此の労働権の主張はフリーエー及び其の高弟コンシドランの主唱に懸るものである。フリーエーは彼の自由、平等、博愛と云ふ天賦人權なるもの、主張が、今現に苦みつゝある國民の多數に取つては謂はば猫に小判たるに過ぎずして、殆んど實用的意義を有せず、此等多數民の現實なる救濟の道としては役に立たぬを思ひ、之れと併せて經濟上の基本權を確立せんとして唱へ出したのが此の労働権なるものである。而してコンシドランは好く師説を祖述すると同時に、又大に其の觀念を充實し、特に又此の労働権を以て現存の私有財産制度の維

持の爲めには絶對的に必要な條件なりとした。其後此の主張は段々に勢力を得て、終に右述るが如く、實際上の試験的實行をすら見るに至つた次第である。要するに此の主張が補充的の性質のものたることは、其の主張としての成立に就いて考ふるも、容易に之を知ることが出来る。

生存權と云ひ、労働全結果に對する權利と云ひ、乃至はまた労働權と云ひ、其の主張の當否如何、其の政治的若くは倫理的意義奈何等の問題は暫く之を措き、兎も角現時の經濟組織の無秩序より來る労働不安と云ふ大事實の爲めに、終に其の救済解脱の必要上此等の根本的なる主張の擧げらるゝに至り、聽てそが法制上や政策上や労働者の心理上やに少からざる影響を及ぼすに至つたことは、茲に之を特筆しなければならぬ。現時の社會と經濟とに於て之が缺陷の補充として、又救済として、若くは又之が改良の爲めに、又革新の爲めに、立案せられ、施設せられ、企畫せられ、實行せられる幾多の事柄は、直接に間接に

何れも此等の根本的主張の影響によつて生れ出でたるものである。特に彼の社會政策と社會運動とは最も多く此等の主張の影響を被り、或は之に因つて起り、或は之を則として行はれるものである。

第十章 慈善的扶助と權利としての要求

企業家に
依る救恤
的施設

労働不安に對し一方に於て労働者自らの間に根本的なる權利主張の擧げらるると同時に、他方に在つては現制度の下に於ける差當つての現實なる弊害を除く去するの道として、企業家が自ら進むで私人的に諸種の設備を爲すこと、又事實として諸國に於て行はるゝ所である。此事は企業家が私的に之を爲す所であるから、多少ともに慈善的意義を有するものなるを、前以て辨へて置かなければならぬ。

企業家の好意に依つて設けられる労働者救恤の施設は(一)諸種の保險制度に於て(二)諸種の年金及び恩給制度に於て(三)住居の給與等に於て行はれるものである。即ち或る製造工業に就いて云へば、其の工場に雇はるゝ労働者には企

業家の側よりして、疾病負傷等の場合に對する保險の制度を定めて、労働者が労働を爲すが爲めに病に罹り又は負傷したる場合の救助方法を講じ、又長く其の工場に於て労働に服した者には老後労働不能となりたる場合に對する恩給制度を設け、死亡したる場合に於ける寡婦及び未成年の子女に對する扶助料支給の制を設け、又其の工場に於て働く間は住家を支給するの設備を爲す等のことが行はれる。即ち之に依つて労働者をして此等の事柄に對する憂慮を去らしめて、専心雇主の爲めに労働を爲すを得せしめんとするのである。

慈善的施
設の利害
兩方面

労働者の爲めに此種の施設を爲す企業家は洵に殊勝なる心掛のものと言はねばならぬ。彼等に雇はるゝ労働者は之に依つて少からざる恩恵に浴することあり、此種の設備の設けらるゝ動機と之が運用の如何とによつては、其の賞揚す可く有效のものたるを否むることが出来ぬ。併し乍ら場合に依つては労働者は此等の恩恵を受くるが爲めに、企業家に對して一層其の地位を從屬的ならしめ、

到底頭の上らぬものとなり、維れ命之に従ふの外なきに至り、却て其の境遇を劣悪ならしむることもないではない。元來企業家と労働者との關係は、現今の思想を以てすれば純然たる私法上の契約關係たるに過ぎぬけれども、現時に於ては尙ほ昔時の封建の餘韻の残れるあり、主從關係と云ふ者が、全く除去せられて居らぬ。雇ふ者は主人にして雇はるゝ者は從者たり。而して主人と從者との間には契約と云ふ法律關係以外に、尙一種の道德的關係の存するものと考へられて居る。此の封建の餘風よりしても、労働者は企業家に對して兎角從屬的地位に陥り易いものである。然るに今又企業家より恩惠的に右等の救濟設備をして貰ふことになれば、労働者は益々其の地位の獨立を失ひ、主張す可き權利も主張するを得ず、唯だ與へらるゝが儘に之を得て満足することとなり、精神的には卑屈となつて奴隸根性を養ひ、物質的にも亦却て其の境遇を改善するを得ざることがある。

保險や
恩給の
利害

保險や恩給の制度に伴ふ利害の如きも、之が唯だ企業家側一方の恩惠として存する場合には、労働者が其の惠に浴するを得るは、彼が唯だ企業家の命を奉じて其の工場に在る間だけのことである。何等から理由に依つて其の工場を辭し去る場合には、多くは之に對する權利を失ふ様に出來て居る。其爲めに積立てたる掛金の如きも、其儘に置去りにしなければならぬが大多數の例である。此事あるが爲めに、労働者は理由ありて其の工場を去らんと欲するも、去るに依つて失ふ利益を考ふれば、去るに去られず、已むなく其儘に居居るの外はない。従て此等の設備は企業家が労働者を失はざらんが爲めに、其の足止策として設くるものが決してないではない。誠心誠意労働者の利益の爲めに之を置くは却つて少く、何等か爲にする所があつて之を設くるが、實際には多いのである。

住居給與
の利害

住居の給與に至つては、保險や恩給などの設備に比すれば更に労働者に取つ

て難有迷惑なる場合が多い。住居を得るに困る者が住家を給與されるは誠に難有い場合もあるが、又一面には給與さるゝ住家に居るを餘儀なくさるゝの結果として、其の住居状態が如何に劣悪なるも、之を忍ばなくてはならず、爲めに労働者の一家の健康を害し、住居問題として恐る可き結果と甚だしき面倒を惹起する場合が少くない。之は英國などには多く見る例であつて、其の農業労働者の住居の如きも、企業家が土地に附随せるものとして労働者に住居を給與する場合に、其の状態は最も劣悪なるが例である。(H. D. Harben, The Rural Problem, London 1913; a. m. o.)

労働者が住家の給與を受けて居る場合には他に好き働口を求めて之に移らんとするにも、先づ以て妻子の爲めに其の新居を求めてからでなければ之を爲すことが出来ず、暫く妻子を其儘に留めて置いて自分だけ新たな職に就くことが出来難い。加之一朝企業家に對して同盟罷業でも起こして其の權利を主張し

主張を貫徹せんとするが如き場合に際しては、住居が企業家の所有に屬するに於ては直ちに之を追立てられ、妻子を路頭に迷はさなくてはならぬ。其爲めに罷工を爲さんとするにも終に能く之を爲し能はざるに至り、労働者の企業家に對する要求は何時も泣寝入とならざるを得ない。此事は企業家側から見れば大變都合の好いことで、労働者の足止策としても、要求拒否策としても、將又其の豫防策としても、何彼と役に立つものである。

右述るが如き實状ある所からして、保険や恩給の制度と云はず、住家給與其他の事と云はず、企業家の之を爲す動機は常に必ずしも慈悲恩愛の至情の迸つたものとはばかりは謂へぬのである。企業家中には之も亦企業經營の一方便として、労働者を呼寄せ又之を自己に束縛せんが爲めに、之を爲す者も少くない。即ち此等の設備の整つて居ることを看板にし、之を餌として、労働者を誘致し、又労働者を雇入れたる上は之に因つて彼等に一種の足枷を箠める手段として、

此等の設備を爲す者も決してないでない。此の意味から云へば、此は企業家に取つて頗る都合の好い道具たるを失はぬ。比較的僅少なる費用を以てして随分多くの利便を收め得るのであるから、誠意なき奸黠なる企業家は、却て之を一種の營業方法と心得、營業方法としては比較的安價にして有效なる方法なりと考へて居る實狀あるを否定し難い。且は又現今労働者の境遇改善を要求する社會の聲が段々強くなり、所謂社會政策なるものゝ必要が一般に認めらるゝに至つてからは、企業家は營業上の打算よりして多少とも右等の設備を爲すを餘儀なくせられ、之に依つて一は以て労働者を釣り一は又以て社會を欺かんとするのである。

然し之は固より一概に云へぬ所である。數多き企業家中には随分右の如き醜惡の輩があるけれども、同時に又誠心誠意労働者の爲めを計り、其の境涯を憐んで之が救済の爲めに、眞に慈悲的に此等の設備を爲す者も少くはない。之等

は企業家として自己の資本的利害の打算を離れて、人道の爲めに、社會の爲めに、敢て労働者の利益を増進せしめんとする者であるから、其の心掛と其の施設とは社會的に十分賞揚さる可きものである。唯然し労働者が、労働者と云ふ一の獨立なる職業者として此種の慈善を受け、劣等者として取扱はるゝを以て満足す可きものなりやと云ふ一段になつて來ると、之は大いなる疑問たらざるを得ない。然し此事に就ては後に論ずるであらう。

右は企業家が主として自己の利益の爲めに自己の側より單獨に之を爲す労働扶助の設備に就いての議論であるが、次には又企業家が直接に労働者に企業上の利得を頒ち、又労働者をして自己の利益の爲めに發言權を持つを得せしむるの方法に就いて考へて見なければならぬ。

此に關して先づ吟味す可きは彼の**利潤分配制**(Profitsharing, Gewinnverteilung)である。此の方法には企業家が任意に之を設け、又任意に之を改廢し、又其の

分配の歩合等も全く企業家の隨意とするものと、規約に依りて之を定め、労働契約の一條項として分配の方法及び歩合等を規定するものがある。前者は其の性質に於て純慈善的であり、全く企業家の好意に出づるものたるに反して、後者は其の性質の慈善的なるは之を失はずとするも、其が契約規定として客觀的存在を有するだけ稍、労働者の権利範圍に觸れ來るものである。企業家と雖も擅に之を改廢することが出來ぬ。

然し乍ら此の利潤分配制は必竟するに企業家の好意に待つもので、其の意思に懸る所大なるを免れ難い。何となれば後者の場合の如く利潤分配の方法や歩合が契約に依つて規定されたものに於てすらも、尙ほ企業に利益の有る無いを公表するは企業家の意思に依るものであつて、企業家に善意なきに於ては、有る利益をも無きが如くに陰蔽するであらうし、利益ありとする場合には其額の多少は企業家の心のまゝに如何様にも細工することが出來るからである。株式

會社の如く、常に財産状態を明かにし損益勘定を公表する義務を負ふものと雖とも、若し理事者と株主とが牒し合つて労働者に對して利益を陰蔽しやうとすれば、随分容易に之を爲すことが出來る次第である。加之現今の實際に於ては、利益分配を其の方法歩合等に就いて客觀的に限定するは寧ろ少く、全く之を企業家の好意に待つものとするが多數なるを知らなければならぬ。尙ほ又利潤分配制は、企業家に於て誠實之を爲すの意思ある場合に於ても、好く之を行ひ得んが爲めには、その業務が安定して居て市場に變動少く、利益の凡そ一定せる企業たるを必要とする。即ち利潤が不定にして其の有無の定まり難く、又其額の常に變動するものに在つては、労働者は利潤分配に與かつたり與からなかつたり、又多額の分配を得たり僅少の分配しか得なかつたりして、之を豫定することが出來ぬ。従て此を生計の足しとして一家の豫算に計上することが出來ぬ。之を生計に計上することが出來ぬ限りは、之が爲めに労働者の生活状態は殆ん

ど多くの恩恵に浴する能はず、縦令一時に可也多くの分配に與かる場合ありとも、それは多くは無用の事の爲めに費されてしまう。意外の儲物として濫費せられるが常である。かるが故に、此の利潤分配法は先づ以て企業家の誠意を必要とし、誠意ある場合にも其能く行はるゝを得る企業の範圍は、比較的に限局されたるものなるを忘れてはならぬ。

けれども要するに利潤分配制は之が労働契約の一事項として規定せらるゝに於ては、可也有效なる結果を上げ得るのみならず、考としては實に正當なる考である。労働者をして企業より生ずる利益の一部分を取得するを得せしめ、現今企業家が悉く之を自己の懐に收め、労働者も當然其の分配に與かり得可き部分をも舉げて壟斷してしまふのをば、多少ともに労働者をして其の分配に與かるを得せしむるものであるから、必竟之は現時の私的分配制に伴ふ分配上の不公平と云ふ經濟組織の根本的なる大弊害を、僅かたりとも除去するを得るもの

労働代表
委員制

として、其の意義を認めなくてはならぬ。唯だ之が現今尙未だ企業家の労働者に對する特別の恩恵として行はれ、一種の慈善と考へられる點が誤點である。労働者が権利として之を主張し得るに至るに於て、甫めて其の意義の充實と、效能の十分なる發揮とを見るを得るであらう。

次に労働者をして労働利益の主張と擁護との爲めに多少の發言權を得るを得せしむる企業家と労働者との合意的方法は、彼の労働代表委員制 (Arbeitsausschuss) である。企業家と労働者との連絡を取り、双方をして相手方の事情を了解せしめ、其の意思の疏通を謀る點に關しては、特に企業家をして労働者の状態を知るを得せしめ能く之を了解するを得せしむる點に關しては、此の制度も亦有用なものと謂はなければならぬ。多數の労働者を使役する大工場に在つては、企業家に於て能く労働者の實際状態を知り、其の要求の在る所を察し又其の理由を了解することは、事實に於て不可能である。斯かるもの存つては、

此の労働代表委員の制に依つて、委員が常に労働者の利益を代表し、常に企業家と接近して居ることゝなれば、常に企業家が能く労働者の實狀を了解する方便を得るのみならず、又労働者が自己の利益を主張し、之を擁護する上に於ても少からざる便宜がある。

然し此の制度も亦能く實效あるを得るや否やは、一には企業家の好意と悪意とに因り、一には労働委員が有する實際上の権力の大小に依つて岐るゝ。而して労働委員が権力を占め得ると得ざるとは、個々の場合に於ける諸多の事情に依つて如何様とも定まる次第であるが、就中先づ重要なる意義を有することは委員の任免に關するもの之である。若し委員の選任罷免の權が専ら企業家の手に屬し、労働者は之に對して容喙するを得ざるものとされたる所に在つては、委員は到底何等の権力を握り得ない。彼等は唯だ企業家の意に従つて事を爲すの外はなく、其意に戻ることにあらば、彼等は忽ちにして委員たる地位を奪はる

るのみならず、労働者としても解雇せらるゝの憂目を見なければならぬ。加之企業家は委員を選任するに當つて先づ以て自己に都合の好ささうな人間ばかりを選任するを例と爲すであらう。斯くては労働者は委員の有るが爲めに何等の利益を得ることなく、却て之が爲めに内情を探られ、何等の權利主張の企をも爲し得ざる境遇に陥れらるゝことも少くない。従て斯かる場合には労働委員は労働者側よりは却て企業家の犬と見られて侮蔑せられ、然らざる迄も企業家の代言人として、企業家の片破として、疎外せらるゝを避け難い。斯くては労働委員の制あることは労働者の爲めには何の利益にもならず、さればとて企業家に取つても大した役には立たぬ。却て之れ有るが爲めに企業家と労働者との意思の疏通を缺き、感情の衝突を來し、兩階級の疎隔をして益々甚しからしむるに至るなきを保し難く、折角の事が却て仇となるを免れ難い。

此の事情の有る限りは、労働委員を設くることを法令を以て強制し、労働者

何人以上を使用する企業に在つては必ず労働委員を設置す可しとした所で、殆んど何の實效もない。之をして實效あるものたらしめんが爲めには、労働委員の選任罷免に關して、公權力及び労働者自身の容喙を許すを必要とすると同時に、労働者の背後には有力なる労働組合のあるを可とする。労働組合の事は別に論評すべきであるが、労働者の利益の代表は之さへあれば別に委員の制なくとも十分に行はるゝを得る。之なきに於ては委員の制あるも所詮十分に行はるゝを得ない。

或論者は此の労働委員の制度に大いなる望を囑し、此制を見るに至つたのは中世手工業時代より因襲的に傳はり來りたる企業家の家長的專制を緩和し、之に代ふるに現代的の要素を以てせるものと爲し、労働の新時代之より開け來る可しと云ふが如くに考ふるやうである。けれども之は烏に鶉の役目を爲さしめんとするの譏を免れ難い。然らざれば驚馬に千里の行を望むものであつて、望

労働救済
貧民救
助

むのが元來無理である。労働組合と云ふが如き十分なる組織なくして、労働利益の遺憾なく主張せられ、中世的主従關係を亡ぼして現代的權利關係を基礎とする労働状態を造り出さんとするは、洵に不可能の事と謂ふ外はない。

以上本章に於て論ずる所の諸種の労働扶助の方法は、何れも企業家が好意に依り恩惠的に一種の慈善行爲として之を爲す種類のものであるが、元來此種のものは其の精神に於て現時の労働者の眞要求と相容れざるものたるを知らなくてはならぬ。現時の要求は此に存せずして、聊か方角の違つた所に存する。上に説く所の如き諸多の慈善的施設は其の精神に於て彼の貧民救助と同じものであるが、現時の労働者の權利的なる要求と此の貧民救助とは、十分明瞭に之を區別しなければならぬ。

「身體の不具なる者や幼年の子女や老衰者や病弱者やの如く、自己の労働に依つて自ら衣食するを得ず、或は又其の一家に依つて養はるゝを得ざる者は、國

STが「」迄
復習して

家社會の手に依つて之を扶養するの外はなく、之等の者に對しては又個人の慈善も必要である。此等の者に對する救助は所謂貧民救助であつて、慈悲的に恩惠的に社會は之を爲すものである。

此等の者に對しては彼の無料宿泊所を設けることも必要である。無料浴場も必要である。無料食卓も必要である。衣服の給與も必要である。金錢の施與も必要である。而して社會が此等の者に對して右等の事を爲すは、恰も家の掃除をしたり、修繕をしたり、病毒の消毒をしたり、病氣の治療をしたりすると同様であつて、つまりは社會全般の生活をして健全ならしめんが爲めに、換言すれば或る缺陷より病的現象の表はれ來るを避けんが爲めに、他の健全なる部分の犠牲に於て之を爲すものである。之等の自活不能者も亦彼の生存權の主張よりして當然國家社會から扶養さる可き權利を持って居ると云ふ議論から見れば又別であるけれども、現時の經濟組織の下に於て彼等が生を保ち得る所以のもの

は、全く右に述ぶる所の如く、自活能力ある者の恩惠に依るのである。又一般に社會の同情に依るものと見るの外はない。

此の貧民救助の事は、古來何れの世に於ても、已むを得ざる必要として行はれた。之が爲めには何れの國に於ても公的なる又私的なる種々の設備が爲され、随分と組織の整ひ有效なる活動を爲して居るものも少くない。而して個人と社會とは、之が爲めに實に少からざる金錢を支出し、其他の負擔を甘んじて受けつゝある。

自ら活き
得る労働
者

然れども之は自活の能力なき者に就いての話である。苟も足腰の丈夫なる、自ら働けば自ら活きて行くことの出だけの精神と體力とを備へたる者に就いては、問題は自ら別途に出で來らざるを得ない。元來人間一個として満足なる精神と肉體を具へた者であるならば、人間としての面目に對しても、自ら活きて行くだけのことは自ら爲す可きである。他人の情けに依つて纔かに其生を保つ

が如きは、實に耻づべきの至りである。特に現時の如く人格の意義が認められ、其の獨立の尊重せらるゝ時代に在つては、苟も此の時代精神に觸れ人間本來の意義を自覺して居る者は、自ら生きて行くことに依つて人格の獨立を主張せんが爲めには、如何なる勞苦をも意とせざる可きものである。又社會に於ける種の不條理や不公平やに對しては、飽迄自主的に之が改善の爲めに努力す可きである。國家たると個人たるとを問はず、假りにも他人と名の付く者から扶養せられて、纔かに其の生存を持續するが如きことは、到底忍び得らる可き筈のものでない。之は實に現代に於ける時代精神の要求であつて、個人主義を基礎とする現代としては又實に然かある可き筈である。自己の人格を無視し、其の獨立の地歩を亡ぼして、他人の憐みを待つが如きは、奴隸根性として最も排斥さる可きものとせられてある。

されば、勞働者たりと雖ども、元之れ無産者なりとは云へ、働き得可き身神

を具へて居る以上は、勞働に依つて自ら生を保つ可きである。勞働も一種の職業たるからには、元より神聖なるものである。他の職業に比し卑賤なりとせらる可き理由はない。飽迄之に據つて獨立的存在を主張す可きものである。然るにも拘らず、若し此人格の尊重と獨立の意義とを忘れて、唯だ動物の如く飽食し安眠せんと欲し、其爲には他人の厄介になるも意とせず、生きんが爲めには額に汗して働くよりも、人格の獨立を賣りて人の憐を乞ふを安き道なりと心得若くは又働くことは働くけれども、それと同時に他人の慈悲に依つて更に好く生存上の奉養を爲すを得むことを希ふが如き者あらば、彼等は名は勞働者にして實は乞食たるに外ならぬ。

されば獨立の勞働者としての意義を自覺せる者は、到底彼の貧民救助に依る種々の設備の恩恵に浴するを甘受するを得るものでない。本章に述べる所の如き種々の勞働扶助の施設も、其の精神に於て恩惠的のものであり、其の本質が企

業家の慈善によるものなるに於ては、獨立なる労働者としてはその恩恵に與かることは、最も苦痛とする所で、到底堪へ得可きものでない。

茲に於てか、貧民たらざる一個の獨立なる職業者としての労働者は、企業家の情けに依つて現時の經濟に於ける自己の地位の劣悪なるを救はんとは希はず、又之を補はんとも欲せぬ。彼等は唯だ自己が携はつて労働を爲すに依つて生み出される所の生産の價值分配に於て、其が公平に行はれんことを要求し、依て以て生存の條件を改善せんが爲めに、其の本來の權利即ち自らも労働者として生産に携はり、其の功勞に依つて生まれるだけの價值の分配には當然與かるを得る權利を主張し、現制に對する總ての改善の政策と之に依る施設とは、其の行はれんことを労働者自ら權利として要求せんとするのである。彼等は根本的には現時の經濟に於ける諸種の不條理、特に分配の不公平を憤り、其の改革を希望する者であるが、之に至る道程として、一歩づゝ之が改善と補足の方法と

權利的要
求

欠

欠

大正十五年九月一日印刷
大正十五年九月五日第一刷發行

現代の社會と經濟
定價壹圓六拾錢

(片山製本)

版權所有

--	--

著者

河田嗣郎

發行者

岩波茂雄

印刷者

石井萬吉

東京市神田區南神保町十六番地

石井印刷所

發行所

東京市神田區南神保町十六番地

岩波書店

電話四谷(五)七一八七〇番
振替東京二六二四〇番

目書行刊店書波岩

穗積陳重著法律進化論第一冊	送料廿七錢	三浦周行著法制吏の研究	送料卅六錢
穗積陳重著法律進化論第二冊	送料廿七錢	三浦周行著續法制史の研究	送料卅六錢
鳩山秀夫著法律日本債權法總論	送料廿七錢	渡邊鐵藏著英國の労働組合運動	送料卅八錢
鳩山秀夫著法律日本債權法各論上	送料廿七錢	植野 勳述倫敦金融市場の話	送料十八錢
鳩山秀夫著法律日本債權法各論下	送料廿七錢	岡部菅司直譯ケイ貨幣改革問題	送料十八錢
鳩山秀夫著法律日本民法總論上	送料十八錢	河田嗣郎著農業労働と小作制	送料十八錢
鳩山秀夫著法律日本民法總論下	送料十八錢	那須 皓著農村問題と社會理想	送料廿四錢
鳩山秀夫著法律民法研究(第一卷)	送料廿七錢	那須 皓著經濟政策學原理	送料廿七錢
穗積重遠著法律學大綱	送料十八錢	那須 皓著公正なる小作料	送料十六錢
穗積重遠著法律親族法大意	送料十八錢	氣賀勘重著農村問題	送料十六錢
高柳賢三著新法學の基調	送料廿七錢	山田勝次郎譯グイゴド農業政策	送料廿七錢
		東畑精一譯ザンスキ農業政策	送料廿七錢

目書行刊店書波岩

高田保馬著社會學原理	送料卅六錢	左右田喜一郎著經濟學の論理的性質	送料卅八錢
高田保馬著現代社會の諸研究	送料十八錢	堀江歸一著世界の經濟は如何にか	送料廿四錢
高田保馬著社會と國家	送料十八錢	堀江歸一著世界の經濟は如何にか	送料十八錢
高田保馬著社會學概論	送料廿七錢	堀江歸一著英國現代の經濟	送料廿七錢
高田保馬著經濟學研究	送料卅六錢	慶應義塾大學經濟學部編經濟學說研究	送料十八錢
小泉信三著社會問題研究	送料卅七錢	山口正太郎著經濟學說史研究	送料廿七錢
風早八十二譯タルド社會學原理	送料十八錢	黑正 巖著經濟史論考	送料十八錢
ブレハノフ著マル主義根本問題	送料十八錢	堀 經夫譯アドカ經濟原論	送料十八錢
堀 經夫著資本主義と社會主義	送料十八錢	田邊忠男譯シス經濟原論	送料十八錢
堀 經夫著社會主義觀	送料十八錢	林 要譯クラ分經濟原論	送料十八錢
河合榮治郎著社會思想史研究	送料廿七錢	大山千代雄譯カア分經濟原論	送料十八錢

目書行刊店書波岩

氣賀勘重譯(1)スミス 國富論上卷 六圓八十錢 送料卅六錢	氣賀勘重著農 村 問 題 六圓十錢 送料六錢
增井幸雄譯(2)イ 經濟學上卷 近 刊	河田嗣郎著農業労働と小作制 二 送料十八錢
堀江歸一著訂改世界の經濟は如何に動くか送料廿四錢	山田勝次郎譯グイゴド 農業政策 二圓八十錢 送料廿七錢
堀江歸一著續世界の經濟は如何にか送料十八錢	東畑精一譯ヂンスキ 農業政策 二圓八十錢 送料廿七錢
堀江歸一著英國現代の經濟送料廿七錢	岡部菅司譯ケイ 貨幣改革問題 一圓八十錢 送料十八錢
慶應義塾大學 經濟學部編 經濟學說 研究 二圓二十錢 送料十八錢	植野 勳述倫敦金融市場の話 一 送料十八錢
山口正太郎著經濟學說史 研究 二圓五十錢 送料廿七錢	黒正 巖著經濟史論 考 二 送料十八錢
井上準之助著戦後に於ける我國の經濟及金融 二 送料廿四錢	堀 經夫譯アドカ 經濟原 論 二圓八十錢 送料十八錢
土方成美著財政學の基礎概念 三圓二十錢 送料廿七錢	田邊忠男譯シス 經濟原 論 二圓八十錢 送料廿七錢
土方成美著經濟學 義論講義 一圓五十錢 送料十八錢	林 要譯クラ分 配 論 三圓五十錢 送料廿七錢
土方成美著經濟生活の理論 三圓二十錢 送料廿七錢	大山千代雄譯バカア分 配 論 一圓八十錢 送料十八錢
	森 耕二郎著アドカ價值論の研究 三圓五十錢 送料廿七錢

565
33

2 年 / 月 / 日

中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野
中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野
中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野
中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野
中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野
中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野
中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野
中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野
中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野
中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野	中野

調

終

